# 三重県指定特定非営利活動法人の手引き

## 令和7年6月発行



三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 NPO班

# **上** 数

第1章	三重県指定NPO法人制度の概要・・・・・・・1
第2章	指定のための手続・指定後の手続等・・・・・・7
第3章	指定基準の解説・・・・・・・・・・・18
第4章	申出書及び添付書類 (基準チェック表 他)・・29
第5章	変更届出書及び役員報酬規程等提出書等 (指定NPO法人兼認定NPO法人用) ・・・・5 8
第6章	(参考) 認定NPO法人の提出書類 ・・・・・88

# 第1章

# 三重県指定NPO法人制度の概要

- 1 三重県の制度の特徴
- 2 三重県指定NPO法人制度 指定基準
- 3 実績判定期間
- 4 欠格事由

## 第1章 三重県指定NPO法人制度の概要

三重県指定NPO法人制度は、NPO法と地方税法の改正(H23)を受けて、県内のNPO法人が寄附を受けて活動基盤を強化していくことを後押しするため、H25年に制定されました。

#### 1 三重県の制度の特徴

#### (1) 指定基準

「県内に主たる事務所」、「寄附金充当事業の基準」、「公益性に関する基準」、「組織・運営に関する基準」の 4つの大きなカテゴリーがあります。

#### (2)「組織・運営に関する基準」

「組織・運営に関する基準」は、7項目の基準で設定されており、認定基準と同一です。

#### (3) 認定取得へ

NPO法によると、住所地の自治体の条例で、寄附金税額控除の対象であるとして個別に指定されたNPO法人は、認定基準(8項目)のうち1つ目の基準(PST基準)を満たす、とされています。

認定基準の残りの「組織・運営に関する基準」(7項目)は、(2)にもあるとおり、条例指定制度の「組織・運営に関する基準」と同一ですので、三重県の条例指定を受けていただくと、認定基準の「組織・運営に関する基準」を満たすことになり、認定基準全8項目に適合したことになります。

※認定NPO法人になるには、「PST基準」と7つの「組織・運営に関する基準」を満たす必要があります。7つの「組織・運営に関する基準」は、p3~4に記載の三重県指定NPO法人制度の指定基準と同じになります。

	認定NPO法人	三重県指定NPO法人
基準	3つのPST基準*1のうち、いずれかを満たす・総収入に占める寄附の割合が20%以上・年平均の寄附金が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上・条例によるNPO法人の個別指定	①県内に主たる事務所 ②寄附金を充当する予定の事業の基準 ③公益性に関する基準
	7つの組織・運営に関する基準を満たす	④認定NPO法人制度と同一 (組織・運営に関する <u>基準</u> )
更新までの 期間	認定の日から5年間(5年ごとに更新)	認定NPO法人制度と同一
申請可能な 法人	全てのNPO法人 (ただし、設立後1年を超える期間を経過した法人のみ)	認定NPO法人制度と同一
税制優遇	〈所得税〉 ① 個人が寄附をした場合の寄附金控除 ② 法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③ 相続人が寄附をした場合の非課税 ④ 認定NPO法人自身のみなし寄附金 ⑤ 個人の現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税(承認特例) <住民税〉 個人の寄附の場合、寄附金控除	<所得税> なし  <住民税>*2県民税のみ 個人の寄附の場合、寄附金控除

※1 PST基準 (パブリック・サポート・テスト): 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

※2 県指定は、県民税(4%)のみ控除対象になります。

### 2 三重県指定NPO法人制度 指定基準

	号	指定基準項目					
住 所	1	県内に主たる事務所を有すること					
寄附金 充当事業	2	寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野(NPO法別表第1号から第19号まで、三重県条例第27条各号)の活動であって、次に掲げる基準に適合していることイ 定款の目的に適合した事業であることロ 県内で実施される事業であること い 地域の課題の解決に資するものであること					
	3	県民等に対して特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準のいずれかに 適合していること イ テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用した情報提 供の回数 (年平均2回以上) ロ 申出者が開設したホームページ等により、特定非営利活動に係る情報(活動への参画方法又 は参加方法が併せて提供されているものに限る)を提供した回数 (年平均4回以上) ハ 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認め られる印刷物を設置した施設(不特定多数の者が利用する施設に限る)の数 (年平均5箇所 以上) ニ 県民等を対象として主催したセミナー又はイベントにおいて情報提供した回数 (年平均4 回以上)					
公益性に関する基準	4	県民等から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体と連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること イ 組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントの運管係るボランティア活動をした者の数 (延べ年平均100人以上、かつ実人数が年平均10以上) ロ 寄附を3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)した者の数 (年平均5人以上) ハ 県民等を対象として主催したセミナー又はイベント等への一般参加者数 (延べ年平均60人以上) ニ 他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施され事業の回数 (年平均1回以上) 地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに近していること (年6月以上の期間)					
組織・ 運営に関 する 基準	6	ロ 県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること と  イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動  事業活動において、 右に示す共益的な 活動が 50%未満であること  ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動  ニ 特定の者の意に反した活動等					

		運営組織および経 理が適切であるこ・ と	イ 役員のうち親族関係を有する者等人数÷役員の総数≦1/3 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の人数÷役員の総数≦1/3
	7		ロ 各社員の表決権が平等であること
	,		ハ 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、帳簿及び書類を 備え付けて取引を記録し帳簿を保存していること
			ニ 適正な経理を行っていること
		事業活動の内容が適正であること	イ 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対 する活動をしていないこ と
	8		ロ 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこ
組織・	0		ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費≧80%
運営に関 する <u>基準</u>			ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額≥70%
	9	情報公開を適切に 行っている(閲覧す る)こと	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載 の部分を除いたもの)
			ロ 指定基準等に適合する旨・欠格事由に該当しない旨を説明する書類、 寄附金を充当した事業の内容に関する書類、役員報酬又は職員給与の支 給に関する規程、資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附 金に関する事項等を記載した書類、助成金支給により作成した書類の写 しなど
	10	三重県への事業報 告書等の提出	事業報告書等を毎事業年度1回、事業年度終了後3月7日以内に県へ提出 していること
	11	不正行為等	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
	12	設立後の経過期間	申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経 過していること

#### 3 実績判定期間

申出日の年度の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定をされたことがないNPO法人にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

2 (p3~4) の各指定基準は、次に掲げた期間、適合している必要があります。

指定基準	基準に適合しているべき期間	
第1号·第2号	申出時から指定時までの期間	
第7号・第8号イ及びロ・第9号・第10号・第11号	実績判定期間内の各事業年度と指定時までの期間	
第3号・第4号・第5号・第6号・第8号ハ及び二	実績判定期間の各事業年度	

※なお、指定を受けた後、第1号・第2号・第7号・第8号イ及びロ・第9号・第10号・第11号に適合しなくなったときは、指定が取り消される場合があります。

#### 4 欠格事由

項目	欠格事由の概要
(1) 役員のうち、次のいずれか に該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 指定 NPO 法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定 NPO 法人の当該取消しの原因となった業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法、三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等 (注2)
(2) 指定取消の日から5年を 経過していない	指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しないもの
(3) 定款又は事業計画書の内 容が法令等に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
(4) 国税又は地方税の滞納処 分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの、又は当該滞納処分の終了の 日から3年を経過していないもの <sup>(注3)</sup>
(5) 国税に係る重加算税又は 地方税に係る重加算金を課 された日から3年を経過し ていない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過して いないもの
(6) 次のいずれかに該当する	次のいずれかに該当するもの 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

- (注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。
- (注2)「暴力団の構成員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含みます。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- (注3)指定及び指定の更新の申出、合併の申出時には、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、次の納税証明書の添付が全て必要となります。窓口で交付を受ける際には、過去3ヵ年の間に国税・県税・市区町村税の徴収金につき滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書と申請してください。

- ※ 過去3ヵ年の間とは、発行日の前日以前3年間を指し、過去3事業年度ではありません。また、納税額の証明ではありませんので、 ご注意ください。
- ① 主たる事務所が所在する所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」
- ② 主たる事務所が所在する関係都道府県知事から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書
- ③ 主たる事務所が所在する関係市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書

また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

ただし、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

# 第2章

# 指定のための手続・指定後の手続等

- 1 相談及び申出窓口・申出書等の提出先
- 2 指定の申出期限
- 3 指定の申出書類
- 4 申出から指定までの流れ
- 5 認定NPO法人になるための申請
- 6 指定・認定NPO法人になってから
- 7 指定の更新の申出
- 8 変更の届出又は申出等

## 第2章 指定のための手続・指定後の手続等

#### 1 相談及び申出窓口・申出書等の提出先

申出を希望するNPO法人は、必ず、事前に、三重県ダイバーシティ社会推進課NPO班(電話 059-222-5981) へ、相談をしてください(その場合は事前予約をしてください)。申出をするかどうかが未定の場合でも、相談はしていただけます。

相談なく申出をしていただく場合、必ずしも指定を受けられるとは限りませんので、事前相談は忘れずに受けてください。

#### ■三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO班

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

電 話 059-222-5981 FAX 059-222-5984

E-MAIL: seiknpo@pref.mie.lg.jp http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/

\*相談場所は、アスト津3階です。

\*事前相談を受けていただいた場合のみ、郵送で申出書を受付けます。

#### 2 指定の申出期限

指定の申出の期限は、次のとおりです。

条例指定制度と認定制度それぞれの基準を満たし、効率よく指定と認定を受けていただくため、「<u>指定の申</u>出日」と「認定の申請日」が、各NPO法人の同一事業年度内に行われるよう設定しています。

この期限内に申出をしていただくことにより、指定と認定の両制度の審査対象期間(実績判定期間)が同じになり、会計書類等の整理及び提出書類の作成の手間が軽減されるだけでなく、審査に対応していただく時間も短縮できることから、認定を受けていただきやすくなります。そのため、必ずこの期限内に指定の申出をしてください。

なお、寄附控除の対象となるNPO法人として指定されるには、県議会の議決、条例の公布と施行という手続を経る必要があります。そのため、指定の時期は、「指定の時期(予想)」とは異なる場合があり、指定された後、認定されるまでの期間が数か月かかること、又は、認定されないこともあります。

- ※NPO法人は、事業報告書等を期限までに県へ提出した後、「NPO法人の事業年度スタート月」に応じて、下記の提出期限(目安)までに申出書一式を提出していただきます。
- ※「NPO法人の事業年度スタート月」は、各月1日からスタートする事業年度の場合を想定しています。 1日からスタートする場合以外には、お問い合わせください。
- ※表中、括弧内の各月は、申出は可能ですが、事業年度終了後から提出期限までの期間が短いため、書類作成の日程はタイトになります。

#### 事業年度ごとの申出書提出期限

NPO法人の事業年度スタート 月	申出書の提出期限 (目安)	指定の時期(予想)
4月、5月、6月、 (7月、8月)	8月15日	3月下旬
8月、9月、10月、11月、 (12月、1月)	1月15日	6月下旬
11 月、12 月、1月、2月、 (3月、4月)	4月15日	10 月下旬
1月、2月、3月、4月、 (5月、6月)	6月15日	12 月下旬

### 3 指定の申出書類

項目	申出書類等の名称
申出書	·指定特定非営利活動法人申出書(第1号様式)
指定基準に適合する旨を説明する書類	・条例第4条第1項第1号~第12号基準チェック表 (各基準チェック表の付表及び次葉含む) ・第3号~第5号の基準適合がわかる書類のコピー
欠格事由のいずれにも該当しない旨を説 明する書類	・欠格事由チェック表 ・申出の日以前3年間、国税及び地方税の滞納処分を受けていない旨の証明書 (税務署・県税事務所・市町税務課で取得)
寄附金を充当する予定の具体的な事業の 内容を記載した書類	・寄附金を充当する予定の事業内容等
その他	・履歴事項全部証明書 ・理事・監事が他の法人の役員や使用人等になっている場合はその関係する法人の名前や役職を、なっていない場合はその旨を、申出をしたNPO法人へ申告した書面の写し(宣誓書又は申告書など) ・理事・監事が欠格事由(1)1,2,3に該当しない旨の宣誓書の写し など・閲覧に関する細則など ・申出書類の内容により、追加で提出いただく書類があります。

### 4 申出から指定までの流れ

①指定の申出  $\rightarrow$  ②指定の審査(書面・現地確認・審査委員会)  $\rightarrow$  ③審査結果通知  $\rightarrow$  ④議会へ議案上程  $\rightarrow$  ⑤議案議決  $\rightarrow$  ⑥指定(不指定)の結果通知

※②の審査で、指定の手続きを続行しないと判断される場合はその旨③で通知し、④以降の手続は行いません。 ※④の手続を経ても⑤で指定されない場合は、⑥で不指定となった旨の通知をします。

#### 5 認定NPO法人になるための申請

県条例で個別に指定を受けた後は、すぐに認定の申請をしていただきます。条例指定の手続きがある程度 進んだ時点で、県から認定のための申請をお願いしていきます。県からの連絡にあわせて、手続きを進めて ください。

#### ◎指定を受けたことを要件に認定を受けようとする時の注意事項

申出書又は申請書、 チェック表・基準内 容	指定基準 チェック表NO.	認定 <u>基準</u> チェック表 NO.	認定申請時の注意事項		
申出書又は申請書	(申出書)	(申請書)	認定申請の日は、「条例指定の効力が生じた日」の翌日以降になります。		
県内住所	1	_	_		
寄附金充当事業	2	_	_		
公益性に関する基準 (PST基準)	3 • 4 • 5	1	条例指定年月日は、お問い合わせください。		
事業活動において、 共益的な活動が 50%未満であること	6	2	同じ事業年度内に認定の申請をする場合は、指定申出時に記載した数字等 と同じになります。		
運営組織および経理 が適切であること	7	3	指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合は、実績判定期間の各事業年度の実績は、指定申出時と同じになります。 ただし、この場合でも、「申請時」の状況は、指定申出時と変わっている合がありますので、必ず、認定申請時の状況を記載してください。 (付表1及び2も含む。) 指定申出時から役員が変わっている場合は、当該役員が他の法人の役員使用人等へ就任しているかどうかがわかる申告書・宣誓書等のコピーを提してください。		
事業活動の内容が適正であること	8	4	指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合は、実績判定期間内 の各事業年度の実績は、指定申出時と同じになります。 ただし、この場合でも、「申請時」の状況は、指定申出時と変わっている場 合がありますので、必ず、認定申請時の状況を記載してください。 (付表1及び2も含む。)		
情報公開を適切に 行っている (閲覧す る) こと	9	5	指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合であっても、必ず、 認定申請時以前の状況について記載してください。		
三重県への事業報告書等の提出	10	6	指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合は、実績判定期間内 の各事業年度の実績は、指定申出時と同じになります。		

不正行為等がないこと	11	7	指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合は、実績判定期間内 の各事業年度の実績は、指定申出時と同じになります。 ただし、この場合でも、「申請時」の状況は、指定申出時と変わっている場 合がありますので、必ず、認定申請時の状況を記載してください。
設立後の経過期間	12	8	指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合は、申告内容は、指 定申出時と同じになります。
欠格 <del>事</del> 由			指定申出日と認定申請日が同一事業年度内にある場合であっても、必ず、 認定申請時の状況について記載してください。 指定申出時から役員が変わっている場合は、役員が欠格事由に該当しない 旨の宣誓した書類のコピーを提出してください。
寄附金を充当する予定の事業内容等を記載した書類		<b>載した書類</b>	定款に記載された、特定非営利活動に係る事業名(指定申出時に記載した ものと同一のもの)を記載してください。

<sup>※</sup>指定申出日と認定申請日は、必ずしも、同一事業年度内にできるとは限りません。 寄附控除の対象となるNPO法人として 指定されるには、県議会の議決、条例の公布と施行という手続を経る必要があり、県議会や条例の公布等の手続の日程によっては、指定された後、認定されるまでの期間が数か月かかること、認定されないことがあります。

#### 6 指定・認定NPO法人になってから

#### (1) 控除対象となる寄附金の受付スタート

認定を受けた後、寄附を受け付けてください。領収書は必ず発行してください。

- ※県条例の指定であれば、寄附者は4%の控除しかありませんが、認定を受けた後であれば、所得税と地 方税を併せて約50%の控除を受けられます。
- ※寄附額 (所得金額の30%が上限) から、2 千円を最初に控除し、その残金に率をかけます (税額控除)。 その他、所得控除も選択できます。

#### (2) 指定NPO法人が行う書類の作成、備え置き及び提出

指定NPO法人は、下表の期間・時期に、対応する書類を作成し、事務所で備え置き及び県へ提出をしていただきます。

各書類に対応する「指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書」(第5号様式)又は「指定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書」(第6号様式)へ記載のうえ、提出します。

#### ◎作成、備え置き及び提出する書類(指定NPO法人・認定NPO法人)

認定NPO法人としても、書類の作成、備え置き及び提出が必要です。認定NPO法人として作成し、備え置き及び提出する書類は、表中「指定」とあるのを「認定」と、「指定申出」とあるのを「認定申請」と読み替えてください。

なお、指定を受けたことを要件に認定NPO法人となった法人は、表中④~⑨の書類は共用使用しますので、 指定NPO法人と認定NPO法人で個別に作成する必要はありません。ただし、①~③については、指定NP O法人又は認定NPO法人として個別に(2種類)作成するものですので、共用使用はできません。

書類名	行うこと	期間・時期	認定NPO 法人
①指定申出時に提出した指定基準に適合する旨を説明する書類 ②指定申出時に提出した欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ③寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	(主たる事務所、その 他の事務所すべての) 事務所に <u>備え置き</u>	指定日から起算して5 年間	同左
(4)前事業年度の寄附者名簿	④~⑧の書類の <u>作成</u>	毎事業年度開始の日か ら3月を経過する日ま でに	同左
(5前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を 記載した書類 (6前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定 (7前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産譲渡等 に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を 記載した書類 (8指定基準第4条第1項第1号、第2号、第7号、第8号イ及び	④~8の書類:(主たる 事務所、その他の事務 所すべての)事務所に 備え置き	④の書類:作成の日から起算して5年間 ⑤~⑧の書類:作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業 年度の末日までの間	同左 (⑤の書類 は除く)
ロ、第9号、第10号及び第11号に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	⑤、⑥ (注1)、⑦ (注 2)、⑧の書類:県へ <u>提</u> 出	毎事業年度1回 提出期限:毎事業年度 開始の日から3月を経 過する日から起算して 7日以内	同左 (⑤の書類 は除く)

	<u>作成</u>	助成金の支給を行ったときは、遅滞なく	同左
⑨助成の実績を記載した書類	(王たる事務所、その	作成の日から起算して 5年が経過した日の属 する事業年度の末日ま での間	同左
	県へ <u>提出</u>	事後遅滞なく	同左

- 注1 既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出の省略が可能。
- 注2 ⑦の書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。
- ※ 表中「⑤ 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類」は、指定制度独自の書類です。
- ※ 認定 NPO 法人が2以上の都道府県の区域内に事務所を設置している場合は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません(法55①)。

#### (3) 指定NPO法人が行う書類の閲覧

指定NPO法人は、正当な理由がある場合を除いて、下表の書類について、閲覧の請求があった場合には、 主たる事務所又はその他の事務所で閲覧への対応をしていただきます。

#### ◎閲覧対象とする書類(指定NPO法人・認定NPO法人)

認定NPO法人としても、書類の閲覧への対応が必要です。認定NPO法人として閲覧対応をする書類は、表中「指定」とあるのを「認定」と、「指定申出」とあるのを「認定申請」と読み替えてください。

なお、指定を受けたことを要件に認定NPO法人となった法人は、表中⑤~⑩の書類は共用作成していますので、閲覧対応するときも共用できます。ただし、①~③については、指定NPO法人又は認定NPO法人として個別に(2種類)作成するものですので、共用使用はできません。

(注) すべてのNPO法人は、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります(法29)。

書類名	閲覧を行う 場合・場所	認定NPO 法人
①指定申出時に提出した指定基準に適合する旨を説明する書類 ②指定申出時に提出した欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ③寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
⑤前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類 ⑥前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定 ⑦前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する 事項その他の規則で定める事項を記載した書類 ⑧指定基準第4条第1項第1号、第2号、第7号、第8号イ及びロ、第9号、第10号及び第11号に 掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	閲覧請求があった場合に、 事務所におい て閲覧	⑤の書類を除 く全ての書類
⑨助成の実績を記載した書類		
⑩事業報告書等、役員名簿又は定款等(役員その他個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く)		

#### (4) 指定NPO法人が行う書類のインターネットなどによる公表

指定NPO法人は、下表の書類については、インターネットなどによる公表をしていただきます。

#### ◎インターネットなどにより公表する書類

#### 書類名

⑩事業報告書等、役員名簿、定款等(役員その他個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く)

①指定申出時に提出した指定基準に適合する旨を説明する書類(役員その他個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)

③ 高附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

#### 7 指定の更新の申出

条例指定を受けた日(指定の申出をし、指定の更新がされる日を含む。)から起算して5年を経過する日後引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、指定の更新の申出をしていただく必要があります。

そして、指定基準に該当すること(指定基準のうち 12 の基準を除く。 p  $3 \sim 4$  参照)、欠格事由に該当しないこと(欠格事由のうち (2) を除く。 p 5 参照)の確認と決定を受けていただく必要があります。指定の更新の申出は、条例指定を受けた日から起算して4年4月を経過する日から4年7月を経過する日までの間で、知事が別に定める期間にしていただきます。時期については、早目にお問い合わせください。

#### ◎指定の更新申出又は認定の更新申請の時期

指定の更新	認定の更新
条例指定を受けた日から起算して4年4月を経過する日から4年 7月を経過する日までの間で、知事が別に定める期間	有効期間の満了日の6月前から3月前までの間

#### ◎指定の更新又は認定の更新時の提出書類

指定又は認定の更新のための申出又は申請は、指定NPO法人として、認定NPO法人として、それぞれ別々に手続をしていただく必要があります。

指定の更新	認定の更新
指定特定非営利活動法人更新申出書(第2号様式)	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書(第19号 様式)
指定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由のいずれにも 該当しない旨を説明する書類	認定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由のいずれにも 該当しない旨を説明する書類
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
その他書類	その他書類

#### 8 変更の届出又は申出等

条例指定を受けた後、次の申出事項に変更があったときは、知事へ届出又は申出をしてください。

なお、「寄附金を充当する予定の事業の内容」を変更しようとするときは、事前に変更の申出が必要となります。この場合の変更後の事業内容は、指定基準のうち2及び8(イ・ロ)の基準(第3章参照)に適合する必要があり、定款変更認証申請書を提出する必要のある場合にあっては、審査委員会に諮る場合があります。

#### ◎指定NPO法人の場合

変更事項	届出又は申出の時期	届出又は申出(添付書類等)			
NPO法人の名称、主たる事務所の 所在地、その他の事務所の所在地	変更後遅滞なく	届出(定款変更認証申請書又は定款変更届出書のコピーも可。) ※主たる事務所の所在地を県外へ変更する場合の提出書類: ①新所轄庁の発行する定款の変更の認証を受けたことを証する書類の写し(※この場合、指定は取消しとなります)			
役員の変更	変更後遅滞なく	届出(役員の変更等届出書のコピーも可。) ※添付書類:①当該役員が欠格事由に該当しない旨を説明す る書類②変更後の役員名簿			
代表者の氏名	変更後遅滞なく	届出(役員変更を伴う場合は役員の変更等届出書のコピーも可。) ※添付書類(役員変更の伴わない代表者氏名の変更をした場合に限る): ①当該変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書			
特定非営利活動を行う市町の区域	変更後遅滞なく	届出 ※添付書類なし			
寄附金を充当する予定の事業の内容	あらかじめ (事前申出)	申出 ※添付書類:①事業の変更内容を説明する書類2指定基準の うち第2号及び第8号イ及びロの基準に適合する旨を説 明する書類			

### ◎認定NPO法人の場合

	提出するとき	提 出 書 類	提出先
1	所轄庁から認定又は認定の 有効期間の更新の通知を受けた場合(法49④、法51⑤) ※二以上の都道府県に事務所 を設置するものに限る。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規27②、法規28及び法規33①に規定されている提出書(認定の通知を受けた場合は様式第1号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第2号) ※①~③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法51⑤)。	所轄庁以外の関係 知事
2	<b>役員の変更等をした場合</b> (法 52①、法 23)	①役員の変更等届出書 ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第20条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法 第21条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を 承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	所轄庁(2以上の都 道府県に事務所を 設置する法人は所 轄庁及び所轄庁以 外の関係知事)

<u> </u>	ウサナ本市 L + 担人 / ご歩亡	① ウキャ本 市 中 山 書	
3	定款を変更した場合(所轄庁	①定款変更届出書	所轄庁(2以上の都
	の認証が必要な場合を除きま	②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	道府県に事務所を
	す。)(法52①、法25⑥)	③変更後の定款	設置する法人は所
4	定款の変更に係る登記をし	①定款変更登記完了提出書	轄庁及び所轄庁以
	た場合(法52①、法25⑦)	②登記をしたことを証する登記事項証明書	外の関係知事)
5	定款の変更の認証を受けた	①認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書	所轄庁以外の関係
	場合(法52②、法25③④)	②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	知事
	※二以上の都道府県に事務所	③変更後の定款	
	を設置するものに限る。		
6	認定NPO 法人等が所轄庁の変	①定款の変更の認証を受けなければならない事項(法25③)に係る定款変	変更前の所轄庁を
	更を伴う定款の変更の認証を	更認証申請書	経由して変更後の
	受けなければならない事項の	②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	所轄庁へ提出
	申請をする場合(法 52③、法規	③変更後の定款	
	30、法26①)	④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活	
		動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。)	
		⑤役員名簿	
		⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと (法2②二) 及び暴	
		カ団等に該当しないものであること(法 12①三) を確認したことを示す	
		書面	
		⑦直近の事業報告書等	
		⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し	
		⑨認定等に関する書類の写し	
		⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を	
		含みます。)の写し	
		⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	
7	認定NPO法人の代表者の氏名に	認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書	所轄庁
	変更があった場合(法53①)		
8	認定 NPO 法人がその事務所が	①直近の事業報告書等	所轄庁以外の関係
	所在する都道府県以外の都道	②役員名簿	知事
	府県の区域内に新たに事務所	③定款等	
	を設置した場合(法 53④、法規	④認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し	
	31②)	⑤認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し	
		⑥法規31②に規定されている提出書 (様式第3号)	

# 第3章

指定基準の解説

### 第3章 指定基準の解説

1 事務所の所在地に関する基準

#### 県内に主たる事務所を有すること

(解説) (条例4①一)

申出書を提出する日において、県内に主たる事務所を有することが必要です。

#### 2 寄附金を充当する予定の事業に関する基準

寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野 (NPO法別表第 1 号から第 19 号まで、三重県法施行条例第 27 条各号) の活動であって、次に掲げる基準に適合していること

- イ 定款の目的に適合した事業であること
- ロ 県内で実施される事業であること
- ハ 地域の課題の解決に資するものであること

(解説) (条例4(1)二)

寄附金を充当する予定の事業とは、特定非営利活動に係る事業を指します。

#### 3 特定非営利活動に係る情報提供に関する基準

実績判定期間において、県民、事業者その他の地域社会の構成員(「県民等」という。)に対して、 申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準の<u>いずれかに</u>適合してい ること

- イ テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用して特定非営利活動に係る情報を提供した回数が、年平均2回以上であること
- ロ 申出者が開設したホームページ等により、特定非営利活動に係る情報(申出者の行う活動への参画方法又は参加方法が併せて提供されているものに限る。)を提供した回数が、年平均4回以上であること
- ハ 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物 (特定非営利活動に係る情報が記載されているものに限る。)を設置した施設(不特定多数の者が利用する 施設に限る。)の数が、年平均5箇所以上であること
- 二 申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するものにおいて、 申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した回数が、年平均4回以上であること

(解説) (条例4①三、規則4①2③④)

各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。(規則4⑤)

#### 4 県民等からの支持又は他のNPO法人等との連携又は協働に関する基準

実績判定期間における特定非営利活動について、県民、事業者その他の地域社会の構成員(「県民等」という。)から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること

- イ 申出者の組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントその他これら に類するものの運営に係るボランティア活動をした者の数が、延べ年平均100人以上、かつ実人数が年平 均10人以上であること
- ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、3,000 円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附をした者の数が、年平均50人以上であること
- ハ 申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するものに参加した者の 数が、延べ年平均100人以上であること
- 二 他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数

#### (解説) (条例4①四、規則5①②④⑤)

- イ 「申出者の組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントその他これらに類するものの運営に係るボランティア活動をした者」からは、次の者を除きます。
  - ・申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者(条例4①四)
  - ロ 「寄附をした者の数」をカウントするときの留意事項
  - 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
  - 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
  - 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
  - 4 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。
  - 5 県民等(県民、事業者その他の地域社会の構成員)からの寄附のみ数えます。
  - ハ 「申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するものに参加した者の数」 からは、次の者を除きます。
  - 1 イに規定する「県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントその他これらに類するものの運営に係るボランティア活動をした者」
  - 2 申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者
  - 3 会員等(「会員等」については、(基準6の解説を参照)

各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。 (規則5⑥)

#### 5 地域課題の解決に資するための活動に関する基準

実績判定期間における特定非営利活動について、地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること

- イ 各事業年度において6月以上の期間、県内で継続的に実施した実績があると認められること
- ロ 各事業年度において6月以上の期間、県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施 することが見込まれること

#### (解説) (条例4①五、規則6①)

各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。(規則6②) ただし、前段については、実績判定期間の初年度において、事業年度が1年に満たない場合に限るものとし、実績判定期間の初年度の事業年度が12月の場合には、実績判定期間の各事業年度において6月以上の期間の実績が必要です。

#### 6 活動の対象に関する基準

#### 実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

#### (解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(条例4① 六)。

- (注) 上記の割合は、そのNPO 法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます。 (規則7)
  - イ 会員又はこれに類する者 <sup>(注1)</sup> (NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者 <sup>(注2)</sup> を除きます。以下「会員等」といいます。) に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のもの <sup>(注3)</sup> を除きます。)
    - (注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます。(法規11)
      - ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
      - ② 当該申請に係る NPO 法人の役員
    - (注2) 「NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者」とは、NPO 法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO 法人の活動に関係しない者をいいます。(法規12)
    - (注3) 「その他一定のもの」とは、次に掲げるものをいいます。(法規8)
      - ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10% 程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実 費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
      - ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
      - ③ 特定非営利活動促進法別表 19 号に掲げる活動を主たる目的とする NPO 法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等(※1)が参加しているものに限ります。)に対する助成

- ※1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます。
  - 2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条(民法の一部改正)の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動 (会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きま す。)
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

#### 7 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

役員のうち親族関係を有する者等で構成する最 も 大 き な グ ル ー プ の 人 数役員の総数

≦ <u>1</u> 3

かつ

役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数

役員の総数

≤ 1 3

- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について

公認会計士等の監査 を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、 帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

#### (解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること。(条例4①七) 実績判定期間から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4①十三)

- イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。
  - ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係 (注1) のある者の数の占める割合

- ② 役員の総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人<sup>(注2)</sup>を含みます。以下同じ。) の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係の ある者の数の占める割合
  - (注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。(規則10)
    - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持 している関係
    - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている 関係
  - (注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます。(規則11)

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- (注3) NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後 遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされま す。(規則13)
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則第 53 条から第 59 条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれら にその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。(規則14)
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不 適正な経理が行われていないこと。

#### 8 事業活動に関する基準

#### 事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に 寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

≥ 80%

総事業費

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

≥ 70%

受入寄附金総額

#### (解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること(条例4①八)。

イ及びロは、実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4①十三)

- イ次に掲げる活動を行っていないこと。
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注1) のある者 (この口において「役員等」という。) に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。
  - (注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。(規則15)
    - a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている 関係
  - (注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます。(規則16)
    - a 当該役員の職務の内容、当該 NPO 法人の職員に対する給与の支給の状況、当該 NPO 法人とその活動 内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報 酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者 若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し

報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与 えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。
  - (注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます。(規則17)
  - (注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
  - (注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上 した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

#### (コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を 一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入 寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「条例第4条第1項第8号基準チェック表(第8表次葉)」(P46参照) に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及 び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます) し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合に は、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定 をする必要があります。

#### 9 情報公開に関する基準

#### 次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - ③ 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類
  - ④ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類
  - ⑤ 規則で定める書類
  - ⑥ 助成の実績を記載した書類

#### (解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること。(条例4①九、10②3③4)

実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。実績判定期間中に、指定をされていない期間が含まれる場合、当該期間についてはロの基準への適合性は除外されます。(条例4①十三)

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - ③ 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類
  - ④ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
    - (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類 (注)
      - (注) 「規則で定める事項を記載した書類」と次の1~7の事項を記載したものをいいます (規則22①)。
        - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
        - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
        - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
          - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
          - ロ 役員等(8 事業活動に関する基準(解説)における「役員等」と同じ。)との取引
        - 4 寄附者(当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
        - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
          - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)

- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ⑤ 規則で定める書類 (注)
  - (注) 「規則で定める書類」とは以下のものをいいます (規則222) 条例第4条第1項第1号、第2号、第7号、第8号イ及びロ、第9号、第10号並びに第11号 に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する 書類
- ⑥ 助成の実績を記載した書類

#### 10 事業報告書等の提出に関する基準

#### 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により知事に提出していること

#### (解說)

法第28条第1項に規定する事業報告書等(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)を法第29条の規定により提出していること。(条例4①十)

実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4① 十三)

#### 11 不正行為等に関する基準

#### 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

#### (解説)

法令若しくは条例等(「法令等」という。) 又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽り その他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと(条例4①十一)。

実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4① 十三)

#### 12 設立後の経過期間に関する基準

申出書を提出した日の属する事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

(解説) (条例4①十二)

## 第4章

# 申出書及び添付書類 (基準チェック表 他)

- 1 指定特定非営利活動法人(更新)申出書及び添付書類一覧 (兼基準チェック表)
- 2 指定特定非営利活動法人申出書
- 3 指定特定非営利活動法人更新申出書
- 4 条例第4条第1項第1~12号基準チェック表 (第1表~第12表)
- 5 欠格事由チェック表
- 6 寄附金を充当する予定の事業内容等

### 指定特定非営利活動法人(更新)申出書及び添付書類一覧(兼基準チェック表)

<ul> <li>指</li> <li>基準</li> <li< th=""><th>営利活動法人申出書 合)指定特定非営利活動法人更新申出書</th><th></th></li<></ul>	営利活動法人申出書 合)指定特定非営利活動法人更新申出書	
基準     基準     基準     基準     工号		
	準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
基準     基準     基準     七号基準       三号     四号     五号     六号     七号基準       条     条     条     条     条     役	:例第4条第1項第1号基準チェック表(第1表)	
A	- 例第4条第1項第2号基準チェック表(第2表)	
本準   七号基準   七号基準	例第4条第1項第3号基準チェック表(第3表)	
<ul><li>基準</li><li>七号基準</li><li>大号</li><li>大号</li><li>大号</li><li>大号</li><li>大号</li><li>七号基準</li></ul>	例第4条第1項第4号基準チェック表(第4表)	
大号基準 七号基準	例第4条第1項第5号基準チェック表(第5表一①) 実績判定期間で複数事業の実績を申出する場合は、第5表②以降の続紙も添付)	
七号基準	:例第4条第1項第6号基準チェック表(第6表)	
·	:例第4条第1項第7号基準チェック表(第7表)	
·	受員の状況(第7表付表1)	
12	5簿組織の状況(第7表付表 2)	
	例第4条第1項第8号基準チェック表(第8表)	
八 号 役 準	:員等に対する報酬等の状況 (第 8 表付表 1)	
	2員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第8表付表2)	
基九集号条	:例第4条第1項第9号基準チェック表(第9表)	
号までの基準 ・	:例第4条第1項第10号・第11号・第12号基準チェック表(第10、11、12表)	
	由チェック表	
寄附金	を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

(注意事項) 1 条例第4条第1項基準チェック表等の書類は、申出書に添付して提出してください。

#### 指定特定非営利活動法人申出書

受付印			
	主たる事務所の	Ŧ	
	所 在 地	電 話 ( ) — FAX ( ) —	
	(フリガナ)		
年月日	申出者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	設 立 日	年 月 日	
三重県知事 宛て	事業年度	月 日 ~ 月	日
	特定非営利活動を		
	行う市町の区域		
地方税法第37条の2第	1 項第 4 号の寄附金を受け力	れる特定非営利活動法人として指定を受け	たいので、地方税
		E非営利活動法人を指定するための基準等を	定める条例第3条
第1項の規定により申し出			
(現に行っている事業の概	[要)		
 その他の事	 环務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
Ŧ			
存	<b></b>		
	話( ) — — — — —		
₹			
電 電 F A	話( ) —		

- 備考 1 申出書を提出する日の属する事業年度の初日において、申出者の設立の日以後 1 年を超える期間が経過していなければこの申出書を提出することができません。
  - 2 「その他の事務所の所在地」には、定款に記載のあるその他の事務所を全て記入してください。
  - 3 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

(規格A4)

#### 第2号様式(第20条関係)

受付印	指定特定非営利	活動法人更新申占	出書			
	主たる事務所の	Ŧ	電 話( FAX(	) -		
年月日	<ul><li>(フリガナ)</li><li>申出者の名称</li><li>(フリガナ)</li></ul>					
	代表者の氏名 設立 日		年	月	日	
三重県知事の宛て	直 近 の 指 定 日 事 業 年 度 特定非営利活動を	月	日 ~	月 月	E E	
するための基準等を定める			対金を受け入;	れる特定非常	営利活動法人を打	指定
(現に行っている事業の概	[要)					
その他の事	務所の所在地	左記の事	務所の責任者	千の氏名	役 職	
	話( ) 一					
電	話( )  一					

- 備考 1 指定の更新を申出しようとする者は、指定日(指定の更新の決定をされた場合にあっては、当該決定により指定の更新がされる日)から起算して4年4月を経過する日から4年7月を経過する日までの間で知事が別に定める期間に申出書を提出してください。
  - 2 「その他の事務所の所在地」には、定款に記載のあるその他の事務所を全て記入してください。

FAX() —

3 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

(規格A4)

### 条例第4条第1項第1号基準チェック表 (第1表)

	法 人 名			チェック欄				
1	1 県内に主たる事務所を有すること。							
	主たる事務所の所	·在地	はい・	・いいえ				
-								

#### (注意事項)

・申出書を提出する時点における主たる事務所の所在地を記載してください。

### 条例第4条第1項第2号基準チェック表(第2表)

法	人 名		チェック欄					
定非	2 寄附金を充当する予定の事業の内容が、法別表第 1 号から第 1 9 号まで又は三重県特定非営利活動促進法施行条例第 2 7 条各号に掲げる活動であって、次に掲げる基準に適合していること。							
	_	基準						
1	定款の目的	別に適合した事業であること	はい・いいえ					
2	2 県内で実施される事業であること はい							
3	地域の課題	[の解決に資するものであること	はい・いいえ					
(寄附金を充当する予定の事業が地域の課題解決に資するポイント)								

#### (注意事項)

- ・該当する一方を「〇」で囲んでください。
- ・下段に、地域の課題解決に資するポイントを説明してください。

各事業年度

**d** 

**e** 

### 条例第4条第1項第3号基準チェック表 (第3表)

	法	人	名										チェック欄
3	3 実績判定期間において、県民、事業者その他の地域社会の構成員に対して、申出者の												
	特定非営利活動に係る情報を提供した実績が基準に適合していること。												
					_		実績半	定期間	1				
a 年月日から 年月日まで								日まで					
	<u> </u>	l . l . l . l		<b>b</b>			年	月	日から	年	月	日まで	
			!期間内 <i>0</i> 	©			年	月	日から	年	月	日まで	

※次の①~④の基準のうち、実績判定期間に満たしている取組について、以下の表に記載して下さい。

年

- ①テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等を活用した情報提供の回数・・・年平均2回以上
- ②申出者が開設したホームーページ等により、情報(活動への参画方法又は参加方法が併せて提供されているものに限る。)を提供した回数・・・年平均4回以上

月

年 月

日から

日から

年

月

年 月

日まで

日まで

③一般向け会報誌等を設置した施設箇所数(不特定多数の者が利用する施設に限る)・・・年平均5箇所以上 ④主催したセミナー・イベント等において情報を提供した回数・・・年平均4回以上

	情報提供 した実績 (①~④ を記入)	情報提供した内容 (タイトルなどを簡潔に記載してください。)	情報提供した日時	情報提供 の対象	備考
(a)					
<b>6</b>					
©					
(1)					
<b>@</b>					

#### (注意事項)

・申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績がわかる資料のコピーを、7部、添付してください。

# 条例第4条第1項第4号基準チェック表(第4表)

	法人名	チェック欄		
	4 実績判定期間における特定非営利活動について、(1)県民、事業者その他の地域社			
	会の構成員から支持されている実績、又は、(2)他の特定非営利活動法人、自治会、			
事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績が基準に適合していること。				

#### 実績判定期間内の各事業年度

実績判定期間								
	a	年	月	日から	年	月	日まで	
中纬州中田市の	<b>b</b>	年	月	日から	年	月	日まで	
実績判定期間内の	©	年	月	日から	年	月	日まで	
各事業年度	d	年	月	日から	年	月	日まで	
	e	年	月	日から	年	月	日まで	

- ※次の①~④の基準のうち、実績判定期間に満たしている取組について、以下の表に記載して下さい。
  - ①組織運営に係る活動又は主催したセミナー・イベント等の運営に係るボランティア活動をした者の数
    - ・・・延べ人数で年平均100人以上かつ実人数が年平均10人以上
  - ②寄附者の数・・・3,000円以上(※)×年平均50人以上
  - ③主催したセミナー・イベント等の一般参加者数・・・延べ人数で年平均100人以上(ボランティア活動者等除く)
  - ④他のNPO法人、自治会、学校、自治体、企業等との連携・協働の事業の数・・・年平均1回以上
    - ※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

	支持又は連携協 働の実績(①~ ④を記入)	支持又は連携協働の内容	備考
(a)			
<b>(b)</b>			
©			
Ø			
e			

#### (注意事項)

- ・申出者の特定非営利活動に係る実績について、整理された名簿又は一覧を、次の区分に応じて、7部、添付して ください。
  - ① 氏名及び市町名のわかるボランティア活動者名簿
  - ② 氏名、住所、寄附年月日、寄附金額のわかる寄附者名簿
  - ③ 氏名等(住所が分からない場合にあっては、その他参加者であると確認できるもの)
  - ④ 契約書又は連携・協働の相手方が発行する当該取組実施証明書

# 条例第4条第1項第5号基準チェック表 (第5表一①)

* D	がおったが「気がしり至年)エンノ依(おして)	
法 人 名		チェック欄
5 実績判定期間にお	ける特定非営利活動について、地域の課題の解決に資するための活	
動として実施した実	<b>積が基準に適合していること。</b>	ı
1 実績判定期間となる事	<b>事業年度を記載してください。</b>	
年 月 日~	年 月 日	
2 地域課題を解決するだ	こめ、継続的に実施した特定非営利活動について記載してください。	
実績判定期間内の複数	敗事業年度にわたって実施した活動は、まとめて記載できます。ひとつの活動が実績	績判定期間
の一部の期間で実施し、	その他の期間には別の活動を行なっているときは、それぞれの活動について別葉(	(第5表-①
~第5表一⑤)に記載し	してください。実績判定期間内の各事業年度において、継続的な事業活動が行われ <sup>-</sup>	ていること
を証明してください。		
ア: 年月日~	· 年月日	
(1)継続的に実施した	と特定非営利活動について、いずれかを選択してください。 -	
(  )①各事業年度	度において6月以上の期間、県内で継続的に実施した 	
(  )②各事業年度	度において6月以上の期間、県外で継続的に実施した実績があり、県内においてもA	継続的な実
施が見込め		
(2) 定款に記載された	と特定非営利活動に係る事業名	
(2)继续的广宇恢复	 ⊵特定非営利活動の目的、内容等	
(3)松祝明に美旭した	- 付足非呂利泊期の日内、内谷守 	
(4)実施期間		
(5) 実施地域(②の場	<b>易合は県外地域も含めて記載してください</b> )	
(6) 将来の継続的な事	<b>実施の見込み(②の場合のみ記載してください)</b>	
(注意事項)		
・参考資料を添付する	る場合は、7部、用意してください。	

# 「条例第4条第1項第3号・第4号・第5号基準チェック表」(第3・4・5表) 記載要領

	-1 # TE AS	\(\frac{1}{2} \) \(\fra
	記載要領	注意事項
第3表	実績判定期間内の各事業年度(②~⑥)に、特定非営利活動に係る情報を提供した実績について「情報提供した実績」欄に、①~④のいずれかを記入します。選択した①~④の詳細を、「情報提供した内容」「情報提供した日時」「情報提供の対象」の各欄に簡潔に記載します。情報を提供した実績がわかる資料のコピーを7部添付してください。	
第 4 表	実績判定期間内の各事業年度(@~@)における特定非営利活動について「支持又は連携協働の実績」欄に、①~④のいずれかを記入し、選択した①~④の「支持又は連携協働の内容」を簡潔に記載します。支持又は連携協働の実績がわかる名簿又は一覧を7部添付してください。	
第4表 ①ボランティア活動を した者の数		・「ボランティア活動をした者」からは、申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を申出者から得ている者(報酬を得ている理事又は給料を得ている使用人など)を除きます。
第4表 ②寄附者の数		・寄附者は、県民等(県民、事業者その他の地域社会の構成員)からの寄附のみ数えます。 ・寄附者の氏名(法人にあってはその名称)及びその住所の明らかな寄附者のみ数えます。 ・寄附者本人と生計を一にする者も含めて1人と数えます。 ・寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 ・休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金を可取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。
第 4 表   ③一般参加者数 		一般参加者からは、次の者を除きます。 ・①のセミナー・イベント等の運営に係るボランティア活動をした者 ・給料・報酬その他これらに準ずる対価を申出者から得ている者 ・会員等  ※「会員等」:「条例第4条第1項第6号基準 チェック表」(第6表) 記載要領を参照
第3表・第4表(共通)		・実績判定期間の実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じて、これを当該実績判定期間の月数で除して得たものとします。この場合、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
第5表	第5号基準の特定非営利活動については、 実績判定期間の各事業年度で、同一内容の活動をしていれば、第5表一①にまとめて記載 できます。そのときの2アに記載する期間 は、実績判定期間の初日から末日までになり ます。 必要に応じて、参考資料を7部添付してく ださい。	・実績判定期間の各事業年度において、6月以上の期間の実績を有する必要があります。 ・条例第4条第1項第5号基準チェック表 (第5表一②)、(第5表一③)、(第5表一 ④)、(第5表一⑤)は、手引き上では省略していますが、使用する場合において、(第5表 一①)2ア、(第5表一②)イ、(第5表一③)ウ、(第5表一④)エ、(第5表一⑤)オには、活動を実施した期間ではなく、活動実績のあった各事業年度の初日から末日までを記載します。

# 条例第4条第1項第6号基準チェック表 (第6表)

法人名			チェック欄					
6 実績	判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が 50%未満であること						
イ 会	員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提	! 提供(以下「資産の譲渡等」という	。)、会					
員等	相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員	等である活動(資産の譲渡等のう	ち対価					
を得	を得ないで行われるもの等を除く。)							
口会	ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者であ							
る活	動(地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及	び会員等に対する資産の譲渡等を	除					
<b>(</b> 。)								
	定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝		·動					
— 特	定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	·米のる活動 						
		実 績 判 定期 間						
1	     べての事業活動に係る金額等	(指標)						
<u>L</u>								
_			Ī					
C	のうちイ〜二の活動に係る金額等	2						
г			1					
	イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行	(a)						
	われるもの等を除く。)に係る金額等							
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	(b)						
_	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©						
-	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	(6)						
	二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	(e)						
	求める活動に係る金額等							
-	合 計 (@+b+c+d+e)	(f)	<b>⇒</b> ② <b>^</b>					
L								
	基準となる割合 (②÷①)	3						
	ETC CONTINUE OF							

# 「条例第4条第1項第6号基準チェック表」(第6表)記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係 る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、 例えば、その実績判定期間に行った事業活動 に係る事業費の額、従事者の作業時間数など 合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ~二の活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「②~②」各欄共通事項	「@~@」の各欄に記載する金額等は、① で用いた「指標」と同様の「指標」により算 出します。	「@~@」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等(3) 欄「会員等相互の交流、連絡又は意見を換そのとても	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。 会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類
対象が会員等である活動に係る金額等心」欄	②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第 19 号に掲げる活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、その名称)が記載された者であっては反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ なお、①及び②においては、当該法人の運営人が行う不特定多数の者を対象とする資産の報渡等の相手方であって、当済をでいて行われるもの等以外の当該法人の活動に関係しない者とする。また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みには、次の対価を得て行うものを含みには、次の対価を得て行うものを含めます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価のは、消耗品費等の実費相当額以下のもの及び付随費の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のものとび付随費相当額以下のもの
「便益が及ぶ者が特定の 範囲の者である活動に係 る金額等©」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの③ 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とするNPO法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人方に公益財団法人又は認定特定いるものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定 の者に関する活動に係る 金額等(d) 欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及 啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他 の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者 の意に反した作為又は不 作為を求める活動に係る 金額等@」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為 又は不作為を求める活動に係る金額等を記 載します。	

# 条例第4条第1項第7号基準チェック表 (第7表)

- 7 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
  - (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引 の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

		IJ	頁 目				最も人数が多い「特定	
`				最も人数が多い	割合	の法人の役員又は使用	割合	
				役員数	「親族等」のグル		人である者及びこれら	
					ープの人数	(②÷①)	の者の親族等」のグル	( <b>4</b> ÷ <b>1</b> )
							ープの人数	
区	分			1	2	3	4	5
	年	月	日~					
(a)	年	月	日	人	人	%	人	%
<b>b</b>	年	月	日 ~					
U	年	月	日	人	人	%	人	%
©	年	月	日 ~					
	年	月	日	人	人	%	人	%
(d)	年	月	日 ~					
u	年	月	日	人	人	%	人	%
e	年	月	日~					
	年	月	日	人	人	%	人	%
申		出	時	人	<del>ل</del>	%	ا	%

② 各欄の人数等は、第7表付表1「役員の状況」から転記してください。

各社員の表決権が平等である	a	<b>(b)</b>	©	d	e	申出時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・	はい・
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

/\

項	目	a	b	©	Ø	e	申出時
会計について公認会監査を受けている	会計士又は監査法人の	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
	取引の記録及び帳簿書 告法人に準じて行って	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第7表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	目	a	<b>(b)</b>	©	d	e	申出時
費途が明らかでない 偽の記載がある等の	支出がある、帳簿に虚 不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

# 「条例第4条第1項第7号基準チェック表」(第7表) 記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「@」から「@」欄には、実績判定 期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第7表付表1「役員の状況」を記載して、 「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数	
口の各欄	を転記します。  該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与	
ハの各欄	えると規定」のように記載します。 該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「②」から「②」については、上記イ に記載する各期間(「②」から「②」)を示した ものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第7表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「②」から「⑥」については、上記イ に記載する各期間(「②」から「⑥」)を示した ものです。	

役 員 の 状 況

第7表付表1

法人名	(a)	<b>(b)</b>	©	d	e	申出時
役 員 数	人	人	人	人	Д	7
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	Д	,	Д	,	人	Д
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	Α.	人	人	人	Д	人

	役 員 の 内 訳											
	_				, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			就	任等	のり	け 況	
氏	名	住	所	職名 続柄等	<b>a</b>	Ф	©	d	e	申出時	就任・退任 年月日	
					1							
				•					<del>-</del>			
				L					<u>-</u>			
									<del>-</del>			
									<del>-</del>			
									<del>-</del>			
									<del></del>			
									<del>-</del>			

# 「役員の状況」 第7表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「@」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「O」を付します。 なお、当該「@」から「@」については、条例第4条第1項第7号基準チェック表(第7表)のイに記載する 各期間(「@」から「@」)を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

- 〇 直接に保有する関係
  - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の 法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
- 〇 間接に保有する関係
  - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

₩Ε	簿	組	織	の	状	況
매포	海	πн	TIBY.	U)	11	- ;π;

第7表付表2

法	人	名								
	伝	票	又	は	帳	簿	名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

#### (注意事項)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

(初葉)

## 条例第4条第1項第8号基準チェック表 (第8表)

- 8 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
  - イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
  - 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
  - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること
  - 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1

· 項	目	a	<b>(b)</b>	©	d	e	申出時
宗教の教義を広め、及び信者を教化育の		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推定 又はこれに反対する		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補職にある者又は政持し、又はこれらに	党を推薦し、支	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

項目	a	<b>b</b>	©	(d)	e	申出時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有·無	有・無	有·無	有·無	有·無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該 資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認め られる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と 当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業 の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特 定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

۱١

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	Ħ
特定非営利活動に係る事業費の額	2	Н
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	%

(津) 「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載して ください。

使用した指標	単位

• 算出方法を具体的に示す資料 を添付してください。

=

項目	目			
受入寄附金総額	1	н		
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	Н		
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	3	%		

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を 記載して下さい。

勘	定	科	目	金	額	
						円

#### 「条例第4条第1項第8号基準チェック表」(第8表) 記載要領

	項目	記 載 要 領	注 意 事 項
1.	及び口の各欄共通	該当する一方を「〇」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第8表付表1及び2を記載し添付してください。 なお、当該「@」から「@」については、条例第4条第1項第7号基準チェック表(第7表)のイに記載する各期間(「@」から「@」)を示したものです。
^	共通事項 「事業費の総額①」欄	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を選欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。 実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る 事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分と それ以外に共通する事業費は、 それぞれに合理的に配賦しま す。
=	「受入寄附金総額①」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金 (対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、下記のものからの補助金等は、寄附金及び 助成金には含まれません。 〇国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、 大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している 国際機関	
	「受入寄附金総額のうち 特定非営利活動に係る事 業費に充てた額②」欄 「受入寄附金の充当割合	「受け入れ寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。 割合が 100%を超える場合は、100%と記載しま	
	③」欄	す。	

## (注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上 した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・二について、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上 した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 ②」欄にも算入できます。

# 役員等に対する報酬等の状況

第8表付表1

#### 法 人 名

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれ らの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記 載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しく は三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
			(正立)	7		

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

#### ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集	計	期	間			年	J	1	月	$\sim$	左	F	月		日										
給	与	を	得	た	職	員	の	総	数		左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額		

# 法 人 名

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等) について以下の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対価の	額をの他の取引条件等
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					H

(3) 役務の提供(旅	施設の利用等	手を含む。)							
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他	也の取	引身	条 件	等
				円					
				円					
				円					
				円					
				円					
				円					
				円					
				円					
				円					
				円					
		5-4000 T 48-4-11-3				, > <del>-</del>			
3 支出した寄附会 日までに支出した。		定期間及び申出書	の提出日を記	含む事業年度開	朝始の日	から甲	出書	の張	出の
支出先の名称	等住	所 等 :	支 出 金 絮	支出年月	日寄	附の	目	的	等
			Р	3					_
			Р	3					
			Р	3					
			Р	3					
			Р	3					
			Р						
			P	<del>]</del>					

# 条例第4条第1項第9号基準チェック表 (第9表)

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ニ 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類
- ホ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- へ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他 一定の事項等を記載した書類
- ト 助成の実績を記載した書類

次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き	同	意								
これを	その事務所において閲覧させることに同意する。	する	しない								
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)	名簿、社員 <i>σ</i>	)うち 10 人								
1	② 役員名簿										
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	Miller									
	※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの										
П	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する 	書類									
/\	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類										
=	前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類										
ホ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程										
^	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び	以内の親族 (係のある者 。) の氏名並	又はこれら で、当該法 びにその寄								
		いこての美施	, <b></b>								
٢	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し										

# 「条例第4条第1項第9号基準チェック表」(第9表) 記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「へ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

# 条例第4条第1項基準チェック表 (第10、11、12表)

法人名
-----

### 条例第4条第1項第10号基準チェック表 (第10表)

10 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を 同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

(a)	<b>6</b>	©	d	e		
有 • 無	有・無	有 • 無	有 • 無	有・無		

# 条例第4条第1項第11号基準チェック表 (第11表)

11 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	<b>a</b>			<b>b</b>			<b>©</b>			$\bigcirc$			e		申	出	時
有		無	有	•	無	有		無	有		無	有		無	有		無

#### 条例第4条第1項第12号基準チェック表 (第12表)

12	申請書を提出した日を含む事業年度の初日において	、その設立の日以後1年を超える期
間	引が経過していること	

チェック欄

# 「条例第4条第1項第10号基準チェック表」(第10表)記載要領

項	目	記載要領	注 意 事 項
各欄共通		該当する一方を「〇」で囲みます。	「@」から「@」については、基準
			チェック表(第7表)のイに記載する
			各期間(「@」から「@」)を示したも
			のです。

# 「条例第4条第1項第11号基準チェック表」(第11表)記載要領

項	目	記載要領	注 意 事 項
各欄共通		該当する一方を「〇」で囲みます。	「@」から「@」については、基準
			チェック表(第7表)のイに記載する
			各期間(「@」から「@」)を示したも
			のです。

# 「条例第4条第1項第12号基準チェック表」(第12表) 記載要領

項目	記載要領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

### 欠格事由チェック表

法人名	チェック欄
次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。	

- 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
  - イ 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人の当該業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者
  - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 暴力団の構成員等(注2)
- 2 指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない 法人(指定及び指定の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに 関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります (注3))。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
7	指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人の当該取消しの原因となった業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 • 無	
	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けること がなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 • 無	
/\	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 • 無	
=	暴力団の構成員等の有無	有・無	

	2	指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ いいえ
L	_	THE CONTROL AND THE TENER OF TH	10.0 0 72
	3 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に 違反している法人		はい・いいえ
	4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の 日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添 指定、指定の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた付 納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けま た滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付 不要)		はい・いいえ	
			1
	5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
_			
	6	次のいずれかに該当する法人	
	1	暴力団	はい・いいえ
	П	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

#### (注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書(過去3ヵ年の間に国税・県税・市区町村税の徴収金につき滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書)となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。
- 4 関係機関に対して、欠格事由の照会(暴力団等に係る照会など)を行います。

# 寄附金を充当する予定の事業内容等 法 人 名 受益対象者 寄附金充当 実 施 予 実施予定 従事者の 事 業 名 事 業 内 の範囲及び 定年月 予 定 額 場所 予定人数 予定人数

# (注意事項)

<sup>・「</sup>事業名」は、定款に記載された特定非営利活動に係る事業名を記載してください。

# 第5章

変更届出書及び役員報酬規程等提出書等

(指定NPO法人兼認定NPO法人用)

- 1 様式(変更届出書・変更申出書)
- 2 様式(役員報酬規程等提出書 他)
- 3 様式(助成金支給実績提出書)

#### 第3号様式(第21条関係)

#### 指定特定非営利活動法人変更届出書

受付印							
		₹					
	主たる事務所						
	の 所 在 地	1	<b>፤</b> 話(	)	_		
		F	FAX (	)	_		
	(フリガナ)						
年 月 日	法人の名称						
	(フリガナ)						
三重県知事 宛て	代表者の氏名						
	直近の指定日		年		月	日	

下記の事項の変更について、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する ための基準等を定める条例第9条の規定により届け出ます。

変更事	事項	変更年月日	変更理由
変更前	変更後	及关于万日	及又任山

備考 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 主たる事務所の所在地の変更の場合(県外に変更した場合に限る。) 所轄庁の発行する定款の変更の認証を受けたことを証する書類の写し
- (2) 役員の変更の場合 条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿
- (3) 代表者の氏名の変更の場合 ((2)の場合を除く。) 当該変更に係る登記をしたことを証する登記 事項証明書

(規格A4)

第4号様式(第21条関係)

#### 指定特定非営利活動法人変更申出書

<b></b>		
	主たる事務所の 所 在 地	電話( ) — FAX( ) —
年 月 日	(フリガナ) 法人の名称	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
三重県知事 宛て	直近の指定日	年 月 日

下記の事項の変更について、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する ための基準等を定める条例第9条の規定により申し出ます。

変更事	事項	変更理由	備考	
変更前	変更後	及大陸山	nw . 2	

備考 条例第3条第2項第2号に掲げる事業の変更内容を説明する書類並びに条例第4条第1項第2号並びに第8号イ及び口に掲げる基準に適合する旨を証明する書類を添付してください。

(規格A4)

# 認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 及び添付書類一覧(兼基準チェック表)

提出書・添付書類	チェック
指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	
前事業年度に寄附金を充当した事業内容等(実績)	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)	
特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類 条例第 10 条第 2 項第 4 号に定める事項を記載した書類	
条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第1号基準チェック表 第1表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第2号基準チェック表 第2表)	
特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 4 号に定める書類(認定基準等チェック表 第 3 表) 条例第 10 条第 2 項第 5 号に定める書類(条例第 4 条第 1 項第 7 号基準チェック表 第 7 表)	
役員の状況(認定基準等チェック表 第3表付表1/条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表付表1)	
帳簿組織の状況 (認定基準等チェック表 第3表付表2/条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表付表2)	
特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第4表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第8号基準チェック表 第8表)	
特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第5表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第9号基準チェック表 第9表)	
特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第6表・第7表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第10号・第11号基準チェック表 第10表・ 第11表)	
欠格事由チェック表(指定用)	
認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 (第6章を参照)	
欠格事由チェック表(認定用) (第6章を参照)	

第5号様式(第23条関係)

受付印	指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書				
	主たる事務所の 所 在 地	電話( ) — FAX( ) —			
年 月 日	(フリガナ)				
<u></u>	法人の名称				
三重県知事 宛て	(フリガナ)				
二里宗和事 宛し	代表者の氏名				
	直近の指定日	年 月 日			
	前事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日			

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第1項の規定により、以下の書類を提出します。

条第1項の規定により、以下の書類を提出します。		
(1) 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支 給 (口を除く)	
(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支 給に関する規程	ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
提出しない場合	├────────────────────────────────────	:
最後に役員報酬規程を提出した事業年度(年度)	⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並	
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)	びにその実施日	•
(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類	(4) 条例第4条第1項第1号、第2号、第2号、第2号、第10号及び口、第9号、第10号及び第11号に掲げる基準に適合している目	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細そ の他の資金に関する事項	並びに条例第6条各号のいずれにも該当し ていない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金 額その他その内容に関する事項	条例第4条第1項第1号基準チェック表(第1表) 条例第4条第1項第2号基準チェック表(第2表)	
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる 取引のそれぞれについて、取引金額の 最も多いものから順次その順位を付し	条例第4条第1項第7号基準チェック表(第7表)	
た場合におけるそれぞれ第 1 順位から 第 5 順位までの取引	「役員の状況」(第7表付表1)	
ロ 役員等との取引	監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」 (第7表付表2)	
③ 寄附者(当該指定特定非営利活動法人	条例第4条第1項第8号基準チェック表(第8表)初葉	
の役員、役員の配偶者若しくは3親等以 内の親族又は役員と特殊の関係のある者	条例第4条第1項第9号基準チェック表(第9表)	
で、前事業年度における当該指定特定非 営利活動法人に対する寄附金の額の合計	条例第4条第1項第10号基準チェック表(第10表)	
額が20万円以上であるものに限る。)の 氏名並びにその寄附金の額及び受領年月	条例第4条第1項第11号基準チェック表(第11表)	
日	欠格事由チェック表	

- 備考 1 指定特定非営利活動法人は、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を 指定するための基準等を定める条例第11条第1項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月7日以内に、 同条例第10条第2項第2号から第5号までに掲げる書類(同項第4号に掲げる書類については、資産の譲渡等 に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を、知事に提出する 必要があります。ただし、同条例第10条第2項第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当 該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。
  - 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この提出書を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

(規格A4)

# 前事業年度に寄附金を充当した事業内容等 法人名

事	業	名	事	業	内	容	実施年月	実施場所	従事者 人数	受益対象者の 範囲及び人数	寄充	附当	金額

(注意事項) ・「事業名」は、定款に記載された特定非営利活動に係る事業名を記載してください。

# 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類 条例第10条第2項第4号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

	収 益 源 身	えの 内 訳	金	額
	_	_		P
				P
				P
				P
				P
				Р
				Р
				Р
				P
				P
				P
				F
				F
				Р
	合	計		P
(2) 借入金の月	月紀			
	借力	先	金	額
		_		<u>г</u>
				F.
	合	<u></u> 計		

法人名	事業年度	年	月	日~	年	月	日	

- 2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]
  - (1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

# ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 **寄附者に関する事項** [③寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受負	頁 年	月	日
					円				
					円				
					円				
					円		•		
					円		•		
					円				
					円				
					円				
					円				
					円		•		
					円		•		
					円		•		
					円		•		
					円		•		
					円		•		
					円				
					円		•	•	
					円		•	•	
					円		•		
					円				

**4 役員等に対する報酬又は給与の状況** [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)、ロ 給与を得た 職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
																							円

# 5 支出した寄附金に関する事項[⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		円
		円		円
		円		円
		円		F.
		円		Р
		円		Р
		円		Р
		円		Р
		円		Р
		円		P
	合 計	円		Р

法人名 事業年度 年 月 日~ 年 月 日

6 **海外への送金等に関する事項** [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
		•				·•••
		•				
		•				
	•	•				
		•				
	•	•				
	•	•				

法人名	事業年度	一	月日~	~年	月	日	
-----	------	---	-----	----	---	---	--

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

譲 渡 資 産 の 内 容	料金	条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等 貸付資産の内容	料 金	条	件	等
貸 付 資 産 の 内 容	料金	条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
3) 役務の提供に係る料金及び条件等				
役務の提供の内容	料金	条	件	等
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			

# 「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類・ 条例第10条第2項第4号に定める事項を記載した書類」の記載要領

#### 1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

#### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。 (注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親 等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

#### (注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

#### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

#### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金(助成金を含みます。)について記載します。

#### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

#### 「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。) (1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。 個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

## 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第1号基準チェック表 第1表)

法 人 名		チェック欄				
〇 県内に主たる事務所を有すること。						
主たる事務所の所在地	はい	・いいえ				

#### (注意事項)

・申出書を提出する時点における主たる事務所の所在地を記載してください。

条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第2号基準チェック表 第2表)

	法	人名			チェック欄
			iする予定の事業の内容が、法別表第1号から第19号まで又は三重! 法施行条例第27条各号に掲げる活動であって、次に掲げる基準に		
し	てい	ること。			
_					
			基準		
	1	定款の目的	]に適合した事業であること	はし	ハ・いいえ
	2	県内で実施	<b>動される事業であること</b>	はし	ハ・いいえ
	3	地域の課題	色の解決に資するものであること	はし	ハ・いいえ
r					
	(寄)	付金を充当す	る予定の事業が地域の課題解決に資するポイント)		
l					

## (注意事項)

- ・該当する一方を「〇」で囲んでください。
- ・下段に、地域の課題解決に資するポイントを説明してください。

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第3表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表)

法人名	チェック欄

- 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
  - (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引 の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

1								
		項	Ш				最も人数が多い「特定	
			最も人数が多い	割合	の法人の役員又は使用	割合		
				役員数	「親族等」のグル		人である者及びこれら	
					一プの人数	(②÷①)	の者の親族等」のグル	( <b>4</b> ÷ <b>1</b> )
		`					ープの人数	
区	分			1	2	3	4	(5)
	年	月	日 ~					
<b>a</b>				人	,	%	,	%
	年	月日	1		Λ	90	^	90
<b>b</b>	年	月	日 ~					
	年	月 E	1	人	人	%	人	%
©	年	月	日 ~					
9	年	月日	3	人	人	%	人	%
	年	月	日 ~					
<b>d</b>	年	月日	3	人		%	人	%
	年	月	日 ~					
e	年	月日	3	人		%	人	%
Ħ	申請又	は申出	時	人	人	%	人	%

② 各欄の人数等は、認定第3表(指定第7表)付表1「役員の状況」から転記してください。

各社員の表決権が平等である	a	<b>b</b>	©	(d)	e	提出時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	・	・	・	・	・	・
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

# (認定基準等チェック表 第3表/条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表)

/\

項	目	a	b	©	d	e	提出時
会計について公認: 監査を受けている	会計士又は監査法人の	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
	取引の記録及び帳簿書 告法人に準じて行って	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

② 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は認定第3表(指定第7表)付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	(a)	<b>(b)</b>	©	d	e	提出時
費途が明らかでない支出がある 偽の記載がある等の不適正な紀	│ 有・乳	乗 有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

# 役 員 の 状 況

(認定基準等チェック表 第3表付表1/条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表付表1)

法人名	a	<b>(b)</b>	©	Ø	e	提 出 時
役 員 数	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	Д	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	Д	人	人	人	Д	Д

				1	役員(	の内	訳					
			TH. 6	( <del></del>			就日	£ 等	の状	況		
氏	名	住	所	職名	続柄等	<b>a</b>	Ь	©	<b>d</b>	e	提出時	就任・退任 年月日
<u> </u>												

#### 「役員の状況」 記載要領

(認定基準等チェック表 第3表付表1/条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表付表1)

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 3 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

- 〇 直接に保有する関係
  - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の 法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
- 〇 間接に保有する関係
  - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人 の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある 法人及び他方の法人との関係

## 帳 簿 組 織 の 状 況

(認定基準等チェック表 第3表付表2/条例第4条第1項第7号基準チェック表 第7表付表2)

法	人	名								
	伝	票	又	は	帳	簿	名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

### (注意事項)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第4表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第8号基準チェック表 第8表)

(初葉)

	法人名		チェック欄			
Ī	〇 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること					

- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

(a) (b) (c) (d) **(e)** 提出時 宗教の教義を広め、儀式を行い、 有 • 無 有 • 無 有 · 無 有 · 無 有 • 無 有 · 無 及び信者を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、 有 • 無 有・無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 又はこれに反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公 有 • 無 有 • 無 職にある者又は政党を推薦し、支 有・無 有 • 無 有 • 無 有 • 無 持し、又はこれらに反対する活動

項 目 (a) (b) (C) (d) (e) 提出時 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対 する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等 に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該 資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認め 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 られる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と 当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第4表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第8号基準チェック表 第8表)」 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イ及び口の各欄共通	該当する一方を「〇」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者 若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親 族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様 の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役 員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配 偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その 他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び 三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしてい る関係	認定第4表(指定第8表)付表 1及び2を記載し添付してください。

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第5表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第9号基準チェック表 第9表)

法人名
O 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類
- ホ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- へ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- ト 助成の実績を記載した書類

次に	に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き	同	意			
これを	をその事務所において閲覧させることに同意する。	する	しない			
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名	3簿、社員の	)うち 10 ,			
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)					
1	② 役員名簿					
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)					
	※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を	除いたもの				
	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する	書類				
/\	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
=	前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類					
ホ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
	次の事項を記載した書類					
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項					
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項					
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項					
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引					
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら					
	の者と特殊の関係のある者との取引					
^	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法					
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄					
	附金の額及び受領年月日					
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況					
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)					
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項					
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日					
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び	にその実施	.日			
۲	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第5表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第9号基準チェック表 第9表) 記載要領

項	目	記載要領	注 意 事 項
「同意」欄		該当する一方を「〇」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合に
			は、その細則(社内規則)等を添付してください。
「へ」欄			③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係を
			いいます。
			① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と
			同様の事情にある関係
			② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該
			役員から受ける金銭その他の財産によって生計
			を維持している関係
			③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者
			及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一
			にしている関係

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第6表・第7表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第10号・第11号基準チェック表 第10表・第11表)

法人名

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第6表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第10号基準チェック表 第10表)

○ 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を 同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

a	б	©	Ø	e
有 ・ 無	有・無	有・無	有・無	有 • 無

特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に定める書類(認定基準等チェック表 第7表) 条例第10条第2項第5号に定める書類(条例第4条第1項第11号基準チェック表 第11表)

○ 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為に より何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			<b>b</b>			<b>©</b>			$\bigcirc$			e		ŧ.	是出時	寺
有		無	有		無	有	•	無	有		無	有	•	無	有		無

## 欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
次のいず	れかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。	

- 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
  - イ 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人の当該業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者
  - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者
  - ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 暴力団の構成員等(注2)
- 2 指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
1	指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人の当該取消しの原因となった業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 • 無
^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
	暴力団の構成員等の有無	有 • 無

		141.
2	指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ いいえ

			1	
3 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分 に違反している法人				
_				
	4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了 の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
_				
	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 5 しない法人		はい・いいえ	
	6	次のいずれかに該当する法人		
	1	暴力団	はい・いいえ	
		暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ	

### (注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の 構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含みます。) 又は暴力団の構成員でなくなった日から5 年を経過しない者を いいます。
- 3 上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書は、役員報酬規程等提出書には添付は必要ありません。

#### 指定特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

受付印		
	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	〒 電話() — FAX() —
	(フリガナ)	
年 月 日	法人の名称	
	(フリガナ)	
三重県知事の宛て	代表者の氏名	
	直近の指定日	年 月 日

助成金の支給を行ったので、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第2項の規定により、以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

- 備考 1 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行った場合は遅滞なく、地方税法第37条の2第1項第4号の寄 附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第2項の規定により、助成 の実績を記載した書類を知事に提出する必要があります。
  - 2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載してください。

(規格 A 4)

# 第6章

# (参考)

# 認定NPO法人の提出書類

- 1 様式(変更届出書・変更申出書)
- 2 様式(役員報酬規程等提出書 他)
- 3 様式(助成金支給実績提出書)

受付印、

# 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

/ \		
	主たる事務所の	〒
	所 在 地	電 話 ( ) — F A X ( ) —
	(フリガナ)	,
年 月 日	申請者の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 本申請において適用するパ ブリックサポートテスト基
	事業年度	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 自 年 月 日 至 年 月 日
三重県知事	(過去に認定した所轄庁)	( ) 相対値基準・原則
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有 ・ 無 □ □ 相対値基準・小規模法 □ □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日
	(過去に特例認定した所轄	
	認定取消の有無	有 ・ 無
	(取 消 日) (取り消した所轄庁)	(
	特例認定取消の有無	□ 条例個別指定法人 有 ・ 無 □ □ 条例個別指定法人
	(取 消 日)	(年月日)
	(取り消した所轄庁)	
特定非営	利活動促進法第 44 条第	1項の認定を受けたいので申請します。
(現に行っている事業の	概要)	
上記以外の	事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名 役 職
Ŧ		
	電 話 ( ) - FAX ( ) -	_
T		
	電 話 ( ) - FAX ( ) -	-

- 備考 1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が 経過していなければ認定申請書を提出することができません。
  - 2 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
  - 3 過去に認定(有効期間の更新を除きます。)又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の 認定の有効期間又は取消日を記載してください。
  - 4 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。
  - 5 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる 者をいいます。

(規格A4)

申請法人名		

上記以外の事務所の所	在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 新 (	\			
電 話( FAX(	)			
•				
電 話( FAX(				
Ŧ				
電 話( FAX(		_ _		
₸				
電 話( FAX(		<u> </u>		
₹				
電 話( FAX(		_ _		
₹				
電 話( FAX(		_ _		
Ŧ				
電 話( FAX(				
T				
電 話( FAX(	)	_		

# 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

				申請書・添付書類	チェック						
認定	2特定	非営	利活	動法人としての認定を受けるための申請書							
1	1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup> — —										
2	認定	E基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類									
		ィ、	п,	ハのいずれか1つの基準を選択してください。							
			1	相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人							
				認定基準等チェック表(第 1 表 相対値基準・原則用)	<u> </u>						
				認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	_						
	_			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	<del>-</del>						
	号基			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	_						
	準			社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	_						
			П	絶対値基準 							
				認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	_						
			/\	条例個別指定基準							
				認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)							
	=	いす	゛れか	への書類を提出することとなります。 							
	二号基準	Ī	認定	E基準等チェック表(第2表) 	_						
	<del>*</del>	認		E基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)							
	름	認定	≧基準	等チェック表 (第3表)							
	三号基準	役員	の状	院況(第3表付表1)							
	_	帳簿	<b>算組</b> 箱	哉の状況(第 3 表付表 2) 							
	四四	認定	基準	等チェック表(第4表)							
	四号基準	役員	等に	□対する報酬等の状況(第 4 表付表 1) 							
				こ対する資産の譲渡等の状況等(第 4 表付表 2) 							
	基五 号 六			き等チェック表(第 5 表) 							
	号六 基~ 準八			いまでは、1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1							
				ック表 							
3				する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 個別指定基準に適合する法人は、客附者名簿の添付は必要ありません。(法 44②ただし	+ >						

(注意事項) 1 条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法 44②ただし書)。

<sup>2</sup> 認定基準等チェック表等の書類は、申請書に添付して提出してください。

受付印

# 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

/ \							
	主たる事務所の	₹					
	所 在 地				話( X(		
	(フリガナ)					,	
年 月 日	申請者の名称						
	(フリガナ)						
	代表者の氏名						
	認定の有効期間	自至	年 年	月 月	日日	本申請において ブリックサポー	適用するパ ト基準
三重県知事	認定の有効期間の満 了日の6月前の日		年	月	日	□相対値基準・ □相対値基準・小	
	認定の有効期間の満 了日の3月前の日		年	月	日	□ □相対恒基準・介   □ □絶対値基準	·
	事 業 年 度	月	日~	月	日	□条例個別	」指 定 法 人
特定非営利活動化	足進法第 51 条第 2 項の	の認定の有	効期間	別の更新	折を受	けたいので申請し	<b>、ます。</b>
(現に行っている事業の	の概要)						
	の事務所の所在地		左	記の事	務所の	の責任者の氏名	 役 職
Ŧ	7 3477 771						
	電 話 ( ) FAX ( )	_					
干							
	電 話 ( ) FAX ( )	_					

- 備考 1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合を除きます。)は、改めて認定の申請を行うこととなります。
  - 2 認定の有効期間の欄には、直近の法第 44 条第 1 項の認定を受けた日から継続している有効 期間を記入してください。
  - 3 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入して ください。
  - 4 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる 者をいいます。

(規格A4)

申請法人名		
1 1111111111111111111111111111111111111		

上記以外の事務所の所	在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
Ŧ				
電 話( FAX(	) – ) –	_		
Ŧ				
電 話( FAX(	) – ) –	_		
₸				
電 話 ( FAX (	) –	_		
₸				
電 話( FAX(	) –	- -		
₸				
電 話( FAX(		_		
Ŧ				
電 話( FAX(	) –	_		
₸				
電 話( FAX(	) –	_ _		
Ŧ				
電 話 ( FAX (	) –	- -		

## 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

			申 請 書 ・ 添 付 書 類	チェック					
認足	官特定	非営	利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書						
1	1 寄附者名簿 (注) 1								
2	認定	定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
		イ、	ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。						
			イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人						
			認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)	_					
			認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	_					
			受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	_					
	号基		受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	_					
	準		社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	_					
	•		口 絶対値基準						
			認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	_					
			ハ 条例個別指定基準						
			認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)						
		いす	ずれかの書類を提出することとなります。						
	号基準		認定基準等チェック表 (第2表)	_					
	準		認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)						
	ᇀ	認定	と基準等チェック表 (第3表)	(注) 4					
	三号基準	役員	員の状況 (第3表付表1)						
	準	帳簿組織の状況 (第3表付表2)							
	д	認定	E基準等チェック表 (第 4 表)						
	四号基準	役員	員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)	(注) 3					
	準	役員	員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)						
基準号     認定基準等チェック表 (第5表)       号六 基準分     認定基準等チェック表 (第6、7、8表)									
									事由
3	寄附	金を	充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
<u> </u>	(分表中位)								

#### (注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません(法51⑤)。
- 2 認定基準等チェック表等の書類は、申請書に添付して提出してください。
- 3 法第 55 条第 1 項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項で変更のないものは、改めて記載する必要はありません(法 51⑤ただし書)。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 4 「認定基準等チェック表 (第3表) ロ」欄及び「認定基準等チェック表 (第6表) 並びに (第8表)」欄の記載は 必要ありません。

## 第 22 号様式(第 28 条関係)

要付印			利活動法人 営利活動活								
		主たる	事務所の	₸							
		所	在 地			電 話 ( FAX (	)		_		
年 月 日		(フリ	(ガナ)								
		名	称								
		(フリ	(ガナ)								
		代表者	の氏名								
		認定	(特例認定)	の有効	期間		事	業年	度		
三重県矢	中事 宛て	自	年	月	日	自		年	月	日	
		至	年	月	日	至		年	月	日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支	チェック欄	
給に関する規程		④ 役員等に対する報酬又は給与の状況
提出しない場合		イ 役員等に対する報酬又は給与の支給   (口を除く)
最後に役員報酬規程を提出した事業年度(年度)		
最後に職員給与規程を提出した事業年度(年度)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に		及び支出年月日
関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行っ た場合におけるその金額及び使途並びに その実施日
産の譲渡等に関する事項を記載した書類を 除く)		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を 除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細そ の他の資金に関する事項		第 47 条各号のいずれにも該当していない 旨を説明する書類
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金 額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる		認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。
取引のそれぞれについて、取引金額の最		「役員の状況」第3表付表1
も多いものから順次その順位を付した 場合におけるそれぞれ第一順位から第		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2
五順位までの取引 ロ 役員等との取引		認定基準等チェック表(第4表)(初葉)
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人 等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以		認定基準等チェック表 (第5表)
内の親族又は役員と特殊の関係のある者		認定基準等チェック表 (第7表)
で、前事業年度における当該認定特定非営 利活動法人等に対する寄附金の額の合計		欠格事由チェック表
額が二十万円以上であるものに限る。)の 氏名並びにその寄附金の額及び受領年月 日		

- 備考 1 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月7日以内に、同法第54条第2項に掲げる書類を、所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出する必要があります。
  - 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

#### 3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及び口、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表(「口」欄の記載は必要ありません。)、第3表付表1・2、第4表(初葉)、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年月日~年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

(規格A4)

#### 欠格事由チェック表

法人名

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

- 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
  - イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消され た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特 例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
  - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - 二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>
- 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、 特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関 係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります (注3))。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無			
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	•	無
ロ	特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務 を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有		無
ハ	若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若 しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わ	有	•	無
=	暴力団の構成員等の有無	有	•	無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いい	え
---	-----------------------------------	-------	---

┃ 3 ┃ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---------------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえ

5 ┃ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 ┃ はい・いいえ

6		3	次のいずれかに該当する法人							
		イ	暴力団	はい・いいえ						
		口	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ						

### (注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

第23号様式(第29条関係)

7	付印								きを行った 支給を行						_			
	年				,	主だの所法	とる事	務 所 地 十) 名	<b>T</b>	電話			-	_				
-			三重県	<b>具知事</b>		代表	を者の 定(特例	氏名	<b>下月日</b>		自			年 年 年	月 月	E		
						 非営利		進法第	有効期間 	2項(同	至	62 5		年	月	F	1	場合
支	給	ì	日	支	給	· 🗴	対 拿	象 者	支 給	金額	助	成	対	象	の	事	業	等
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								
	年	月	日							円								

備考 1 この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行った場合は遅滞なく、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成の実績を記載した書類を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出する必要があります。

2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

(規格A4)

## 第 21 号様式 (第 27 条関係)

認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書
特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書

<del>愛術的</del> 特例認定	!特定非宮利沽動法人	、の代表者変更届出	出書		
		〒			
	主たる事務所				
	の 所 在 地				
年 月 日		電話	<del>.</del> (	)	_
	(フリガナ)				
	法 人 名				
	(フリガナ)				
三重県知事	代表者の氏名				
	認定 (特例認定) の	自	年	月	目
	有 効 期 間	至	年	月	目

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

(規格A4)

## 第 20 号様式 (第 26 条関係)

受付印。

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書
特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

/ \					
	主たる事務所の所在地	〒	電話(	)	_
年 月 日	従たる事務所の所在地	Ŧ	電話(	)	_
	(フリガナ)				
	法人名				
	(フリガナ)				
三重県知事	代表者の氏名				
	認定 (特例認定) の	自	年	月	日
	有 効 期 間	至	年	月	目

特定非営利活動促進法第第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本	
		・変更後の定款	

備考 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

# 三重県指定特定非営利活動法人の手引き

令和7年6月発行

三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 NPO班

〒514-0009 津市羽所町700番地アスト津3階 TEL 059-222-5981 FAX 059-222-5984 http://www.pref.mie.lg.jp/NP0/ E-MAIL seiknpo@pref.mie.lg.jp

この冊子は、再生紙を使用しています。